

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	税務システム 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口県は、税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・山口県は「地方税に関する事務」を行うために「税務システム」を使用している。
- ・税務システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として「受託業務取扱いに係る自己評価シート」の提出を求め、情報セキュリティ遵守状況を確認している。
- ・税務事務の一部を外部委託しているが、「業務マニュアル」及び「業務責任者等報告書」の届出を求め、業務手順等及び責任者や従事者を確認することで、個人情報の管理状況を確認している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ICカード、ID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定、端末PCはICカードセキュリティシステムにより、端末データを持ち出せないなどの対策を講じている。
- ・外部からの不正アクセス対策に当たっては、税務システムで管理するファイアウォールによる専用回線内の通信制御、山口県が管理するファイアウォールによる外部からの厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知等の厳格な不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

山口県知事

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

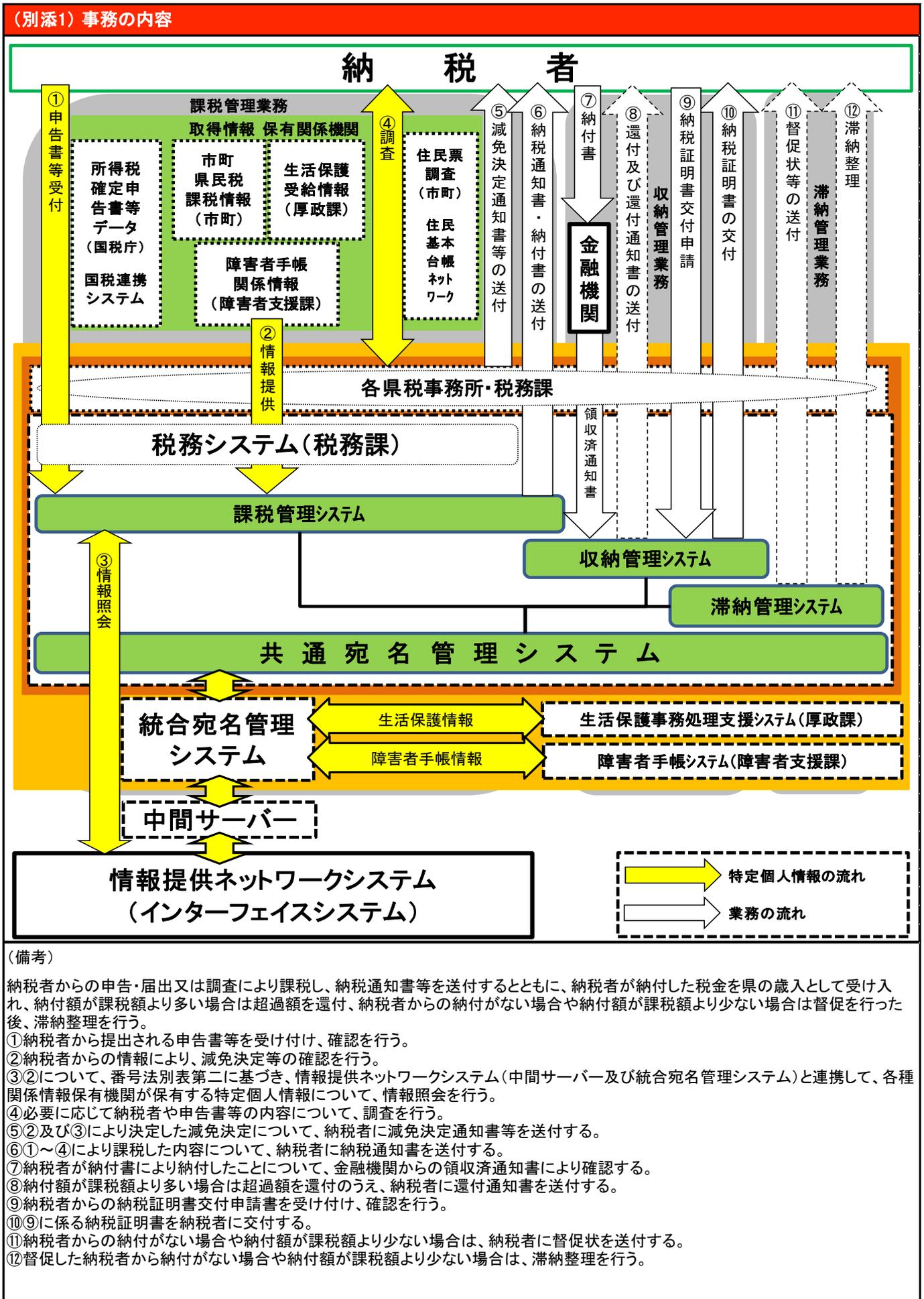
平成26年12月5日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム2	
①システムの名称	統合宛名管理システム
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能: 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	○県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化 ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。 ・生活保護関係情報等により県税の減免事務等を効率化するため。
②実現が期待されるメリット	○県税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ・生活保護関係情報等により、県税の減免等を受ける際に生活保護受給情報等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口県総務部税務課
②所属長	税務課長 郡 宜則
8. 他の評価実施機関	
—	



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報及び連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため 3. 国税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報:地方税関係情報により税の軽減を行うため 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減額決定を行うため 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減額決定を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	山口県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用													
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (厚政課、障害者支援課、市町課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の都道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()												
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)、国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)))												
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手する事務(毎年) ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して日次で入手」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。) <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務(随時) ・申告及び届出時「申請等を受け付けた都度」 ・納税者の特定時「事務上、納税者の特定が必要な都度」												
④入手に係る妥当性	<input type="checkbox"/> 定期的に行う事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データで国税連携データを入手している。(地方税法第46条第5項、第72条の59第1項) <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務 ・新規の申告又は届出等については、まず本人からの紙ベースの申告書及び届出書等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要情報を随時入手する。(番号法第9条第1項別表第一の16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による申告又は届出等)) ・その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、市町村又は庁内他部署を通じて納税者の情報の確認を随時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請に係る負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバー及び統合宛名管理システム)を通じて随時入手する。												
⑤本人への明示	・特定個人情報である個人番号や基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の入手については、基本的に本人から入手をすること。ただし、地方税法等で定められた情報については、その限りではない。また、他の機関及び庁内連携又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバー及び統合宛名管理システム)を通じた入手を行うことは番号法に明示されているとともに、窓口対応する場合は本人に口頭で説明を行う。 ・個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び55の2、第73条の18、第122条、第152条等の規定により、入手することが明記されている。 ・産業廃棄物税の賦課に必要な情報は、山口県産業廃棄物税条例第10条及び第14条の規定により、入手することが明記されている。 ・番号法第19条各号の規定による特定個人情報の提供を制限されない場合の入手についても、明記されている。												
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課、徴収事務の効率化												
変更の妥当性	—												
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">使用部署 ※</td> <td>山口県総務部税務課、山口県の各県税事務所</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">使用者数</td> <td> [100人以上500人未満] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	山口県総務部税務課、山口県の各県税事務所	使用者数	[100人以上500人未満] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
使用部署 ※	山口県総務部税務課、山口県の各県税事務所												
使用者数	[100人以上500人未満] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
<選択肢>													
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満												
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満												
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上												

⑧使用方法 ※	I 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。 II 収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 III 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報等から滞納管理業務を行う。 IV 共通宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。	
	情報の突合 ※	○ I 課税管理に関する事務 ・県税の軽減等を行うため、本人から提出された軽減に係る申告書等の内容と、市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報との突合を行う。 ・県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。 ○ 上記 I ～ IIIに係る IV 共通宛名管理に関する事務 ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他の団体(市町村)、庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・地方税関係情報により税の軽減を行う。 ・障害者に対する税の減額決定を行う。 ・生活保護者に対する税の減額決定を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (<input type="checkbox"/> 2) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	税務システム運用管理業務	
①委託内容	税務システム、地方税電子申告システム、国税連携システム及び軽油流通情報管理システムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	税務システムの再構築及び運用業務で実績がある委託先は、県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務システムの運用管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札結果として山口県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	株式会社日立システムズ 山口支店	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、再委託してはならないことと、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでないことを明記しているが、委託先から再委託届と、再委託先及び業務従事者から個人情報保護に係る誓約書が提出されたため、競争入札等審査会において審査した結果、当該届出をやむを得ず承認する結果に至りました。このことから、秘密の保持及び個人情報の保護に万全を期することと、再委託先からの更なる再委託に関しては禁止する旨を明記した再委託承認書により、再委託を承認している。	
	⑨再委託事項	税務システム運用管理業務の一部 (理由)Javaシステムの開発作業に精通しており、税務電算システム再開発の業務経験があるため。	
委託事項2		自動車取得税・自動車税申告書受付等業務	
①委託内容		自動車取得税・自動車税申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車取得税及び自動車税に係る納税者	
	その妥当性	自動車取得税・自動車税申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等を委託しており、自動車取得税及び自動車税の公平・公正な賦課、徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には入札結果として山口県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		一般財団法人山口県自動車振興センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		-	
委託事項4		-	
委託事項5		-	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p><山口県における措置></p> <p>①庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管。 ※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び静脈認証により入退室する者の管理を行う。</p> <p>②サーバの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワードとICカードによる認証が必要であり、サーバ管理に使用する端末は他の業務に使用しておらず、信頼性の高いウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。なお、システム管理者は、月1回、外部委託業者から税務システムの稼働状況の報告を受けている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバー・プラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
	その妥当性	地方税法第17条の5の規定により、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であることから、保存年限を7年保管と定めているため。
③消去方法		<p><山口県における措置></p> <p>①データについては、システムにて消去する。</p> <p>②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は山口県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		
<p><国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバにおける特定個人情報の保管・消去></p> <p>①保管場所: 国税連携システムの受信サーバ内(サーバ設置場所は税務システム等他のサーバと同じ)</p> <p>②保管期間: 2年(その妥当性: 国税連携システムの受信サーバは国税連携データの受信を行うことを目的とした最低限のスペックの製品であり、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成であるため。)</p> <p>③消去方法: 操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去。</p> <p>※なお、保管期間2年を経過したデータは、国税連携システムから消去する際に、データのバックアップを別媒体に保管のうえ、その後5年間保管する。</p>		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【税務システムデータベースファイル全記録項目】(1, 895項目)

【共通宛名管理】(記録項目136項目)

(宛名)

個人番号、団体内統合宛名番号、自治体コード、宛名番号、履歴番号、サブ履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、氏名カナ、氏名漢字、第二氏名カナ、第二氏名漢字、編集済氏名カナ、編集済氏名漢字、検索用氏名カナ、検索用氏名漢字、検索用第二氏名カナ、検索用第二氏名漢字、検索用法人代表者氏名漢字、検索用地番、検索用住所コード、検索用郵便番号、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名住所、宛名地番、宛名方書カナ、宛名方書漢字、生年月日、性別区分、宛名異動事由コード、異動日、法人代表者氏名漢字、法人代表者区分、組織コード、表示位置、屋号

(電話番号) 電話番号ID、電話番号、編集電話番号、公開所属ID、電話番号区分、ユーザ名、所属名、業務ID、備考_60、代表フラグ

(口座)

税目コード、県税コード、課税番号、口座登録区分、申込年月日、開始年月日、廃止年月日、口座停止日、停止解除日、銀行コード、支店コード、口座番号、預金種別区分、名義人カナ、名義人漢字、備考_160、ソート順、停止フラグ、出力済フラグ

(名寄管理) グループ番号、親フラグ

(納管人) 納管人区分、区内番号、納管人個人番号、納管人開始年月日、納管人終了年月日

(送付先) 送付開始年月日、送付終了年月日、送付先区分、送付先個人番号

(納税組合)

納組コード、加入年月日、脱退年月日、納組名称、設立年月日、送付先郵便番号、送付先住所コード、送付先住所、送付先住所地番、送付先方書カナ、送付先方書漢字、内線番号、納組会長個人番号、就任年月日、納貯種別

(連絡先) 連絡先名、連絡先郵便番号、連絡先住所コード、連絡先住所、連絡先住所地番、連絡先方書漢字、連絡先電子メールアドレス

(メモ) メモID、キー項目ID、キー項目値、公開対象区分、公開対象コード、公開期限、差出ユーザID、登録日付、重要度コード、メモタイトル、メモ内容

(宛名番号採番) 番号区分

(分離統合履歴) 変更前宛名番号、変更後宛名番号、分離統合区分

(組織) コードソート順、組織名称カナ、組織名称

(代表者) 代表者区分、代表者区分名称カナ、代表者区分名称

(関連者) 関連者区分、関連者区分名称

(異動事由) 異動事由、異動事由名称

(送付先区分) 送付先区分名称

(電話番号区分) 電話番号区分名称、優先順位

(口座区分) 口座区分、口座区分名称

【課税管理】

<< 個人事業税 >> (記録項目340項目)

< 税目宛名 >

課税番号、個事、旧課税番号、宛名番号、税務署コード、国税番号、事業所宛名番号、所在地コード、主種別コード、主業種コード、従1種別コード、従1業種コード、従2種別コード、従2業種コード、分割区分、開業日、廃業日、状態区分、状態変更日、注意コード1、注意コード2、資料請求先名称、資料送付先名称、転写県税コード、引継引受区分、移行フラグ、国番変更履歴番号

< 医業 >

所得年度、更新状態、所得年月、事業所得金額、青申特別控除額、所得税専従者控除額、事業税専従者控除額、損失繰越控除額、被災繰越控除額、譲渡損失控除額、譲渡繰越控除額、社会保険診療収入、自由診療収入、その他収入、租特法26条適否コード、社保診療所得、自由診療所得、課税に反映、事業税専従者控除額(対象分)、損失繰越控除額(対象分)、被災繰越控除額(対象分)、譲渡損失控除額(対象分)、譲渡繰越控除額(対象分)

< 不動産 >

住宅貸付一戸棟数、住宅貸付貸間室数、住宅以外一戸棟数、住宅以外貸間室数、住宅用土地貸付契約数、住宅用土地貸付貸付総面積、住宅以外土地貸付契約件数、複合貸付件数、共有区分(不動産)、課税対象月数、対象区分(不動産)、収入金額(不動産)、駐車場台数・青空、駐車場台数・建物、共有区分(駐車場)、対象区分(駐車場)、収入金額(駐車場)、備考_50、不動産所得(不動産対象外用)、青申特別控除額(不動産対象外用)、国税専従者控除額(不動産対象外用)、専従者控除額(不動産対象外用)、損失繰越控除額(不動産対象外用)、被災繰越控除額(不動産対象外用)、譲渡損失控除額(不動産対象外用)、譲渡繰越控除額(不動産対象外用)、課税収入(不動産対象外用)、非課税収入(不動産対象外用)、対象所得(不動産対象外用)、対象外所得(不動産対象外用)、事業所得(その他対象外用)、青申特別控除額(その他対象外用)、国税専従者控除額(その他対象外用)、専従者控除額(その他対象外用)、損失繰越控除額(その他対象外用)、被災繰越控除額(その他対象外用)、譲渡損失控除額(その他対象外用)、譲渡繰越控除額(その他対象外用)、課税収入(その他対象外用)、非課税収入(その他対象外用)、対象所得(その他対象外用)、対象外所得(その他対象外用)

< 課税情報 >

兼業コード、決裁内容区分、課税区分区分、調定年度、前回調定年度、所得年月、調定年月、起案日、決裁日、施行日、文書番号1、文書番号2、青白区分、課税事由コード、失格コード、国税事由コード、保留区分、国税通知日、年区分、(主)種別コード、(主)業種コード、(主)対象区分、(主)事業所得金額(国税)、(主)不動産所得金額(国税)、(主)所得税事業専従者控除(国税)、(主)青申控除(国税)、(主)国税額合計、(主)非課税コード、(主)非課税所得金額、(主)対象外所得金額、(主)専従者数、(主)事業税事業専従者控除、(主)所得合計金額、(従1)種別コード、(従1)業種コード、(従1)対象区分、(従1)事業所得金額(国税)、(従1)不動産所得金額(国税)、(従1)所得税事業専従者控除(国税)、(従1)青申控除(国税)、(従1)国税額合計、(従1)非課税コード、(従1)非課税所得金額、(従1)対象外所得金額、(従1)専従者数、(従1)事業税事業専従者控除、(従1)所得合計金額、(従2)種別コード、(従2)業種コード、(従2)対象区分、(従2)事業所得金額(国税)、(従2)不動産所得金額(国税)、(従2)所得税事業専従者控除(国税)、(従2)青申控除(国税)、(従2)国税額合計、(従2)非課税コード、(従2)非課税所得金額、(従2)対象外所得金額、(従2)専従者数、(従2)事業税事業専従者控除、(従2)所得合計金額、所得総合計金額、損失繰越控除額、被災繰越控除額、譲渡損失控除額、譲渡繰越控除額、事業月数、事業主控除額、控除額合計、課税標準額、(主)分割人数本県分、(主)分割人数他県分、(主)課税標準額、(主)本県分課税標準額、(主)他県分課税標準額、(主)税額、(従1)分割人数本県分、(従1)分割人数他県分、(従1)課税標準額、(従1)本県分課税標準額、(従1)他県分課税標準額、(従1)税額、(従2)分割人数本県分、(従2)分割人数他県分、(従2)課税標準額、(従2)本県分課税標準額、(従2)他県分課税標準額、(従2)税額、計算税額、減免事由コード、減免等税額、課税免除額、年税額、前期分税額、後期分税額、随時分税額、差額_年税額、差額_前期税額、差額_後期税額、差額_随時税額、前期分納通発付日、前期分納期開始日、前期分納期終了日、後期分納通発付日、後期分納期開始日、後期分納期終了日、随時分納通発付日、随時分納期開始日、随時分納期終了日、前期分変更後納期限、前期納変理由コード、後期分変更後納期限、後期納変理由コード、随時分変更後納期限、随時納変理由コード、減額コード、課税免除_課税免除コード、課税免除_条例の条番号、課税免除_条例の項番号、課税免除_事業期間(自)、課税免除_事業期間(至)、課税免除_課税免除等の割合(分母)、課税免除_課税免除等の割合(分子)、課税免除_課税免除等の乗率(分母)、課税免除_課税免除等の乗率(分子)、課税免除_課税免除前税額、合計_年税額、合計_前期税額、合計_後期税額、合計_随時税額、前回分前期キー_前期用、前回分前期キー_後期用、前回分前期キー_随時用、今回分前期キー_前期用、今回分前期キー_後期用、今回分前期キー_随時用、期間制限、送付サイン、エラー有無、一括作成区分、医業所得等履歴番号、対象外所得等履歴番号、移行区分、基本状態サイン、決裁番号、最終課税番号、画面ID

< 繰越控除 > 所得額、損失繰越額、被災繰越額、譲渡繰越額、一括作成フラグ、課税区分区分、引当所得年度、引当額

< 国税変更リンク > 旧税務署コード、旧国税番号、旧県税コード、旧所在地コード、新税務署コード、新国税番号、新県税コード、新所在地コード

<国税データ>

税務署コード、国税番号、レコード区分、納税者氏名、納税者氏名カナ、納税者住所コード、納税者住所、事業所所在地、取込フラグ、対象区分、個事、対象区分前年、対象区分2年前、対象区分3年前、対象区分4年前、対象区分5年前、事業所得金額(国税)、不動産所得金額(国税)、所得税事業専従者控除(国税)、青申控除(国税)、事専非課税所得コード、事専非課税所得額、対象外所得金額、事業税専従人数、事業税専従者控除額、損失繰越額、被災繰越額、譲渡繰越額、譲渡損失額、事業月数、年税額前年、年税額2年前、年税額3年前、年税額4年前、年税額5年前、損失繰越発生額、被災繰越発生額、譲渡繰越発生額、局署コード、台帳管理台帳番号、台帳管理一連番号、申告区分、青色申告特別控除額、国税氏名、国税カナ氏名、国税生年月日、国税郵便番号、国税電話番号、国税住所、都道府県コード、市コード、大字コード、字コード、漢字住所番地方書、国税屋号、国税カナ屋号、国税営業等収入金額、国税その他の事業収入金額、国税不動産収入金額、国税その他雑収入金額、国税営業等所得金額、国税その他の事業所得金額、国税不動産所得金額、国税雑所得金額、国税主業種コード、国税従業種営業コード、国税従業種他事業コード、国税従業種農業コード、国税従業種不動産コード、国税従業種その他コード、国税専従者給与(控除)額、国税配偶者控除額、国税扶養控除額、国税特後短期譲渡所得金額、国税特後長期譲渡所得金額、国税繰越損失控除額、エラーフラグ、国税データ

<日付設定> 入力処理区分、入力開始日、入力終了日、減額分調定日、出納整理調定日、増額分調定日、納通発付日、納期開始日、納期終了日、調定日

<不動産取得税>(記録項目156項目)

<基本情報>

期別年度、整理番号、共有者コード、チェックシート、課税番号、不動、移行データ区分、取込区分、課税データ区分、課税状態区分、原承区分、事前減額適用区分、保留状態特殊原因、保留状態農地、保留状態価格なし、保留状態新築マンション、保留状態併用住宅共同住宅、保留状態用途非課税地目、保留状態用途非課税団体法人、取得者数、物件数、エラー区分コード、エラーコード01~05

<物件情報>

物件番号、土地家屋区分コード、取得区分CD、取得区分その他名称、取得日、所在地都府県コード、所在地市町村コード、所在地大字通称コード、所在地字丁目コード、所在地大字漢字、本番号、枝番号番号、枝枝番号、外物件数、物件主従区分、地目区分コード、宅地比率区分コード、家屋構造区分コード、屋根構造区分コード、家屋種類区分コード、地上階数、地下階数、戸数、面積住宅、面積その他、面積合計、建床面積、在来家屋住宅面積、在来家屋取得日、評価区分コード、新築日、再建築評点数、基準年、1点単価、評価替補正率、需給事情補正率、調整率、課税評価額、1㎡当評点数、FC名コード、建築会社名コード、評価額

<税目あて名情報>

取得者番号、宛名番号、共有者主従区分、取得者持分分子、取得者持分分母、免税点未滿、持分課税評価額、共通宛名登録区分、郵便番号、都道府県コード、市区町村コード、大字通称コード、字コード、地番名、方書名、組織区分、表示

<課税前情報>

課税履歴番号、申請日、今回納税額、宅地区分、土地面積、土地課税標準額、住宅部分床面積、家屋全体床面積、算出根拠計算結果、住宅完成日、住宅取得日、明細ワケ履歴番号、税率適用区分、控除減額区分コード、控除減額コード、控除減額

<課税情報>

発付日、課税区分、不動、失格区分、返戻処理、住宅特例控除適用、免税点適用人数、税率、宅地評価土地軽減前評価額、前回納税額、差引増減額、納期限コード、納期限、納期限変更理由コード、変更納期限、生前一括贈与SEQ、徴収猶予期間開始期、徴収猶予期間終期、徴収猶予コード101、徴収猶予額、徴収猶予額、徴収猶予取消額、徴収猶予後納付額、徴収猶予取消理由、猶予宅地区分、猶予土地面積、猶予土地課税標準額、猶予住宅部分床面積、猶予家屋全体床面積、猶予算出根拠計算結果、猶予住宅完成日、猶予住宅取得日、農贈移行データ区分、農贈課税標準額、農贈税額、非課税額、控除額、免税点額、課税標準額、税額、減額、納付税額

<事前減額/被収用> 申請番号、不動、減額入力済みフラグ、減額処理日、備考_100

<課税月別累計> 現過年区分、家屋種類、調定件数、調定金額、累計調定件数、累計調定金額、減額件数、減額金額、累計減額件数、累計減額金額

<日付設定> 課税年度、減額分調定年月、出納整理調定年月、増額分調定年月

<自動車二税(自動車税・自動車取得税)>(記録項目482項目)

<登録番号履歴> 登録番号_区分コード、登録番号_分類番号、登録番号_カナ文字、登録番号_一連番号、番変日、番変前情報_登録番号_区分コード、番変前情報_登録番号_分類番号、番変前情報_登録番号_カナ文字、番変前情報_登録番号_一連番号、申請日、当初情報_登録番号_区分コード、当初情報_登録番号_分類番号、当初情報_登録番号_カナ文字、当初情報_登録番号_一連番号

<自動車情報> 履歴年月日、初度登録年月、登録日、車検日、分配処理日、業務種別コード、用途コード_分配情報、型式指定番号、類別区分番号、形状_分配情報コード、定員区分_分配情報、定員1、定員2、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両高さ、車両長さ、車両幅、燃料コード、塗色コード_分配情報、排気ガス適合_分配情報コード、型式_分配情報コード、型式番号、識別_分配情報コード、原動機型式、自動機、排気量種別_分配情報コード、排気量、メーカーコード_分配情報、車名、車台番号、課税コード_自動車税、課税コード_変更日、課税コード_決議日、課税コード_申請日、所有形態、用途コード_統計用、発行保留フラグ、税率コード_自動車税、税額(自動車税)、状態ビット、車名不明フラグ、グリーン化税制軽減対象区分_分配情報、ハス課税区分、営_自区分コード、使用の本拠、取得原因、申告書、車検満了日、用途コード_申告書、種別コード_申告書、グリーン化率符号、グリーン化率パーセント、低燃費車特例コード_申告書、燃費基準達成、県外転出後_県外転出履歴年月日、県外転出後_県外転出番号標コード、県外転出後_県外転出分類番号、県外転出後_県外転出カナ文字、県外転出後_県外転出一連番号、県内転入時_県内転入年月日、県内転入時_県内転入番号標コード、県内転入時_県内転入分類番号、県内転入時_県内転入カナ文字、県内転入時_県内転入一連番号、県内転入賦課時車台番号

<宛名情報> 納税義務者_宛名番号、納税義務者_履歴番号、占有フラグ、所有者コード_分配情報、課税替えフラグ、課税替え理由、所有者区分、所有者_宛名番号、所有者_履歴番号、使用者_宛名番号、使用者_履歴番号

<税目宛名(自動車税)> CD、課税年度、発生年度、非課税者名変、宛名番号(自動車税)、大口コード、納通_発付日1~5、納通_納期限1~5、納通_返戻日2~4、封筒番号2~4、督促_発付日1~3、督促_返戻日2、共有者納通_宛名番号1~5、共有者納通_発付日1~5、共有者納通_納期限1~5、共有者納通_金額1~5、宛名変更日、課税調定SEQ、完納フラグ、納期内納付フラグ、米軍車フラグ、米軍車還付フラグ、公示送達区分、ソート登録番号_区分コード、ソート登録番号_分類番号、ソート登録番号_カナ文字、ソート登録番号_一連番号

<課税調定(自動車税)> 期コード、税率コード_自動車税、計算額、減額、取消日、調定増減額、対象西暦年、対象月、対象旬

<分配情報> 分配処理時刻、登録番号A_区分コードA、登録番号A_分類番号A、登録番号A_カナ文字A、登録番号A_一連番号A、登録番号B_区分コードB、登録番号B_分類番号B、登録番号B_カナ文字B、登録番号B_一連番号B、車台番号A、車台番号B、用途コードA、用途コードB、所有者コード_分配情報、使用の本拠_都道府県コード、使用の本拠_市区町村コード、使用の本拠_大字_通称名コード、使用の本拠_字名_丁目コード、使用の本拠_番地等、所有者_所有者名称コード、所有者_所有者表示コード、所有者_所有者漢字氏名、所有者_所有者郵便番号、所有者_所有者カナ氏名、所有者_所有者郵便番号、所有者_所有者郵便番号、所有者_都道府県コード、所有者_市区町村コード、所有者_大字_通称名コード、所有者_字名_丁目コード、所有者_番地等、更新ビット_更新ビットA~D、状態ビットA~G、証紙フラグ、抹消フラグ、OCR連番、分配エラーフラグ1~40、申告書情報、オンライン更新日、ソート車台番号、郵便番号調査対象フラグ、追加情報入力フラグ、警告リスト区分、誤読フラグ1、誤読フラグ2、県外登録番号B_県外番号標コード1、県外登録番号B_県外番号標コード2、県外登録番号B_県外分類番号、県外登録番号B_県外カナ文字、県外登録番号B_県外一連番号、県外転出フラグ

<異動情報>

ハッチ更新日、番変フラグ、名変フラグ、証紙フラグ、新規登録フラグ、口座設定フラグ、自動車変更フラグ、税額変更取消フラグ、県税コード_変更フラグ、課税コード_変更フラグ

<設定> レコードID、設定区分1~30、設定内容1~30、設定予備1~30

<減免管理>

登録状態フラグ、続柄コード_減免、身障者_宛名番号、身障者_履歴番号、入所施設名、手帳等種類コード、障害コード、その他障害の有無、障害者級コード、手帳番号_減免、再交付日、運転者_宛名番号、運転者_履歴番号、運転者_続柄コード、免許期限、使用目的、認定日、減免継続区分コード、減免異動日、入力日、備考_100、乗換後_登録番号_区分コード、乗換後_登録番号_分類番号、乗換後_登録番号_カナ文字、乗換後_登録番号_一連番号、決裁_県税コード、決裁_登録年度、決裁_登録詳細番号、乗換入力フラグ、身障管理番号、減額税額

<米軍車証紙管理>

証紙番号、証紙履歴番号、年度、メーカーコード、証紙年税額、証紙税額、発行枚数、課税期間_FROM、課税期間_TO、構成員区分、交付日、受入日、支払日、証紙、売りさばき数、再発行日、証紙振替日

<ディーラー管理>

ディーラーグループ、ディーラー名称、ディーラーグループ名称、ディーラーグループ名称カナ、加入区分コード、適用開始日、適用終了日、ディーラーカナ文字、減免申請区分

<仮登録>

キー部予備1、キー部予備2、加算金元申告、更正等事由コード、仮登録モード、認定型式、類番、メーカー名コード、車名コード、課税標準、車名、譲渡した者、減額コード、申告時課税、申告時税率、申告時税額、変更後課税、変更後税率、変更後税額、過不足課税、過不足税率、過不足税額、加算金コード、通常分対象税額、通常分既確定額、通常分加算金額、通常分差引増減額、通常分対象税額、加重分既確定額、加重分加算金額、加重分差引増減額、登録日、更正請求日、還付申請日、補助金交付日

<課税(自動車取得税)>

課税シーケンス、自動車種取得税、調定対象課税シーケンス、仮登録フラグ、申告区分コード、申告書、業務種別コード、当_自区分コード、燃料の種類、申告書、低公害車特例コード、申告書、グリーン化特例_申告書コード、初度登録年月、自動車税_自動車月割数、自動車税_自動車月割税額、自動車取得税_課税標準基準額、自動車取得税_付加物、自動車取得税_合計、税率、自動車種取得税、自動車取得税額、課税コード、自動車取得税、所有形態、メーカーコード、課税標準、車種_課税標準コード、積載量1、積載量2、定員1、定員2、耐用年数、自動車取得税、社内型式、排気量、経過年数、申告書

<課税調定(自動車取得税)>

事由シーケンス、本税、重加算金額、重加算金変更後加算金額、不申告加算金額、不申告変更後加算金額、過少申告加算金額、過少申告変更後加算金額、重加算金調定額、不申告調定額、過少申告調定額、指定納期限

<申告書>

自動車税課税区分、自動車取得税課税区分、旧登録番号_区分コード、旧登録番号_分類番号、旧登録番号_カナ文字コード、旧登録番号_一連番号、用途コード、申告書、類別区分番号、燃料の種類、申告書、取得前の用途、申告書、証紙番号、課税標準基準額、付加物、合計、自動車取得税率、自動車月割数、自動車月割税額、税額合計、時限的軽減措置コード、証紙未徴収区分、住所方書、譲渡した者、所有者区分、経過年数、申告書、頁、減免前課税合計、減免前課税自動車取得税金額、作成日、申告書、申告書エラーフラグ1~40

<課税(新車版)>

登録番号、固有、中古車用グループ時基準額、自家用税額1~3、営業用税額1~3、メーカー名称、課税標準、車名1~3、仕様1~5、制度1~5、販売開始年月、自家用耐用年数、営業用耐用年数、更新日、低燃費軽減基準額、低燃費軽減税額_自、低燃費軽減税額_営、ページ番号_左、ページ番号_右、中古車製本区分、一覧表ページ、全長、全幅、全高、輸入車排気量、共通標準装備1~4

<分配累積>

登録番号A_支局等コードA、登録番号A_分類番号1A、登録番号A_分類番号2A、登録番号A_分類番号3A、登録番号A_一連番号A、登録番号B_支局等コードB、登録番号B_分類番号1B、登録番号B_分類番号2B、登録番号B_分類番号3B、登録番号B_一連番号B、使用者欄_所有者コード、使用の本拠_市郡区コード、使用の本拠_町大字コード、使用の本拠_小字コード、使用の本拠_丁目、所有者_市郡区コード、所有者_町大字コード、所有者_小字コード、所有者_丁目、使用者_市郡区コード、使用者_町大字コード、使用者_小字コード、使用者_丁目、車名_50、更新ビット_更新ビットA、使用の本拠漢字_桁数、使用の本拠漢字_具体名、所有者住所漢字_桁数、所有者住所漢字_具体名、所有者氏名漢字_桁数、所有者氏名漢字_具体名、使用者住所漢字_桁数、使用者住所漢字_具体名、使用者氏名漢字_桁数、使用者氏名漢字_具体名、車名コード3、改造車の前類別区分番号、使用の本拠_都道府県コード_J-LIS、使用の本拠_市区町村コード_J-LIS、使用の本拠_大字_通称名コード_J-LIS、使用の本拠_字名_丁目コード_J-LIS、所有者_字名_丁目コード_J-LIS、所有者_大字_通称名コード_J-LIS、使用者_市区町村コード_J-LIS、使用者_大字_通称名コード_J-LIS、使用者_字名_丁目コード_J-LIS

<道路面積>市町村コード、道路延長、道路面積

<住基ネット住所変更>シーケンス番号、漢字氏名、カナ氏名、性別、住所、異動年月日、生存状況、変更状況

<電子申請住所変更>

到達番号、郵便番号、都道府県、市区郡町村名、方書、届出者カナ氏名、届出者漢字氏名、届出者郵便番号、届出者住所、届出者電話番号、住所更新フラグ、エラーフラグ、エラーメッセージ

<基本情報照会>

表示_登録番号_区分コード、表示_登録番号_分類番号、表示_登録番号_カナ文字、表示_登録番号_一連番号、登録番号_区分コード、課税調定、登録番号_分類番号_課税調定、登録番号_カナ文字_課税調定、登録番号_一連番号_課税調定、番変前情報_登録日、番変前情報_番変日、番変後情報_登録番号_区分コード、番変後情報_登録番号_分類番号、番変後情報_登録番号_カナ文字、番変後情報_登録番号_一連番号、番変後情報_登録日、番変後情報_番変日

<課税(追録)>

封筒番号、返戻帳票種類、返戻日、納税通知書番号、収納番号

<仮占有者>占有日

<<産業廃棄物税>>(記録項目127項目)

<課税情報>

課税番号、産廃、実績年月、納入_納付区分、当初課税年度、最終調定年度、最終課税シーケンス、最終調定日、最終調定事由コード、申告書入力方法、仮登録区分_調定事由、仮登録区分_納期限変更、申告日、法定納期限、納入予定日、期間始め日、期間終り日、課税対象重量、課税対象外重量、条例5、課税標準たる重量、徴収に係る重量、申告税額、免除申請額、免除承認額、税額(産業廃棄物税)、課税合計額、既に納入した税額、過少申告加算金加算金累計、過少申告加算金金額、不申告加算金加算金累計、不申告加算金金額、重加算金加算金累計、重加算金金額、徴収猶予登録日、申告、修正申告、決定、更正、減免、加算金決定、調定取消、履歴取消フラグ、重加算差引増減額、不申告通常分差引増減額、不申告加重分差引増減額、過少申告通常分差引増減額、過少申告加重分差引増減額

<課税履歴>

調定事由コード、調定事由シーケンス、最終減額調定日、本税税額、本税調定額、本税変更後調定額、本税歳出還付相当額、加算金元課税シーケンス、過少申告加算金コード、過少申告調整額、過少申告変更後調定額、過少申告歳出還付相当額、不申告加算金コード、不申告調整額、不申告変更後調定額、不申告歳出還付相当額、重加算金コード、重調整額、重変更後調定額、重歳出還付相当額、差分課税対象重量、差分課税対象外重量、条例5、差分課税標準たる重量、差分徴収に係る重量、差分税申告税額、差分税免除申請額、差分税免除承認額、差分税税額、差分税課税合計額、差分税既に納入した税額、文書番号、減免等理由コード、減額コード、過少申告加算金コード(合計)、過少申告加算金額(合計)、不申告加算金コード(合計)、不申告加算金額(合計)、重加算金コード(合計)、重加算金額(合計)、取消フラグ、修正日

<月次調定明細>

処理日、処理時刻、ユーザID、課税シーケンス、減額対象課税シーケンス、減額対象調定事由コード、減額対象調定年度、現過コード、本税変更後税額、過少申告加算金調定額、不申告加算金調定額、重加算金加算金コード、重加算金加算金調定額、更正決定決議日、名称コード、表示コード、氏名・名称

<仮登録履歴>実績日

<税目あて名>

宛名番号、最終処分場_名称漢字、最終処分場_郵便番号、最終処分場_電話番号、最終処分場_所在地、最終処分場_面積、最終処分場_埋立容量、中間処理施設_名称漢字、中間処理施設_郵便番号、中間処理施設_電話番号、中間処理施設_所在地、事業開始日、指定日、登録番号、廃業日、納税管理人等コード

<納入・納付区分>納入_納付内容

<調定事由>調定事由内容

<減免等理由コード>減免等理由コード、減免等理由内容

<減額コード>減額内容

<加算金コード>加算金内容

<納付書消込データ>

済通冊番、済通連番、済通枝番、消込データ区分、配信先県税コード、配信先税目コード、外部税目コード、外部県税コード、外部整理番号、外部期別、外部調定事由コード、外部調定事由SEQ、内部税目コード、内部県税コード、内部整理番号、内部期別、内部調定事由コード、内部調定事由SEQ、本税込納額、延滞金収納額、過少収納額、不申収納額、重加収納額、領収年月日、収入整理日、誤納区分、強制消込フラグ、誤納強制還付フラグ、誤納税目コード

<消込結果>

外部税目コード、内部税目コード、内部県税コード、内部整理番号、内部期別、内部調定事由コード、内部調定事由SEQ、本税収入額、延滞金収入額、過少収入額、不申収入額、重加収入額、領収日、誤納区分、延滞金計算不可、主要法人、還付予定、納付書変更、強制消込、誤納強制還付、計上年月、本税計上年度、本税現線区分、本税現線コード、延滞金計上年度、延滞金現線区分、延滞金現線コード、加算金計上年度、加算金現線区分、加算金現線コード、本税督促発付フラグ、加算金督促発付フラグ、延滞金調定増減額

<更新明細>

分類県税コード、分類税目コード、分類計上年月、分類更新明細データ区分、本税増減額、延滞金増減額、過少増減額、不申増減額、重加増減額、処理形態区分、発生年月日、延滞金計上年度、更新警告区分、合計調定調整フラグ

<速報>計上年度、現線区分、調定額、収入額、過納額、誤納額、不納欠損額

<納付書発行履歴>

収納処理区分コード、不申調定額、重加調定額、納付額合計、OCR1、OCR2、コンビニコード情報、確認番号、納付書納付区分、送信済フラグ、送信年月日、納付内容カナ、納付内容漢字、発行年月日、支払期日

<収納更正元>更正処理区分、更正完了区分、整理番号、期別、更正理由コード、備考

<収納更正先>延滞金収入額、過少収入額、不申収入額、重加収入額

<委任状>受付日、委任日、使用状態、還付先電話番号、口座名義人氏名漢字

<自動車一括管理>代表県税コード、除外車両カウンタ

[滞納管理]

<滞納管理>(記録項目51項目)

経過記録、納税計画、納税計画明細、納税計画証券管理、納税計画枠、スケジュール管理、滞納処分、滞納処分明細、滞納処分証券管理、滞納処分相続、滞納処分財産、収納個人、停止欠損、停止欠損明細、財産、財産電話加入権、財産不動産、財産不動産明細、財産給料等、財産債権、財産保険、財産預貯金、財産自動車、財産その他、財産預貯金取引、財産権利者、収納個人所得、収納個人所得明細、担当者引継、滞納者異動、滞納処分費、復命管理、調査書対象者、不能欠損対象者、収納個人異動履歴、文書管理、財産本店、配当、配当財産、配当明細、充当、充当明細、滞納整理状況、滞納整理状況明細、自動車異動情報、滞納者一覧、滞納者一覧条件、欠損一括明細、イメージデータ、滞納者整理、滞納帳票管理

[情報照会管理](記録項目79項目)

<情報照会>

(個人識別符号)符号

(業務ヘッダ部)

電文メッセージID、電文種別ID、電文実行モード、送信元システム識別子、送信先システム識別子、中間サーバー受付番号、電文結果コード

(業務ボディ部)

送信元部署コード、送信元ユーザID、システム識別子、処理モード、変更前団体内統合宛名番号、変更後団体内統合宛名番号、処理結果区分、処理結果詳細コード、添付ファイル名称、添付ファイル参照先ID、レコード識別番号、検索用中間サーバー受付番号、処理受付日時、処理要求ユーザID、処理完了日時、処理件数、エラー件数、符号取得ステータス、団体内統合宛名番号確認結果、処理通番

<地方税関係情報>

(地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)(個人住民税情報)

課税年度、合計所得金額、給与所得額、営業所得額、農業所得額、特例肉用牛所得額、配偶者控除等、一般、特定、老人、同老、控除対象配偶者、扶養控除対象、都道府県民税所得割額、所得税確定申告書の提出の有無、住民税申告書の提出の有無

<生活保護関係情報>

(生活保護法による保護の実施に関する情報)

支給有無、支給開始年月日、支給終了年月日、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

<障害者関係情報>

(身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報)

身体障害者手帳有無、身体障害者手帳初回交付年月日、身体障害者手帳返還年月日、身体障害者手帳再交付年月日、身体障害者手帳再認定年月日、身体障害者手帳等級、障害名、身体障害者手帳部位、身体障害者手帳障害認定日、精神障害者保健福祉手帳有無、精神手帳交付年月日、精神手帳返還年月日、精神手帳再交付年月日、精神手帳等級、精神手帳有効期間開始年月日、精神手帳有効期間終了年月日、療育手帳有無、療育手帳交付年月日、療育手帳返還年月日、療育手帳再交付年月日、療育手帳判定年月日、療育手帳障害程度、軽自動車税減免有無、自動車税減免有無

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人(又は本人の代理人)が書面を提出する際に、本人(又は本人の代理人)が本人以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・他の機関及び庁内連携により入手する際も、対象者以外の情報を入手しないこととする。 ・国税連携システムによりeLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人(又は本人の代理人)が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 ・他の機関及び庁内連携により入手する際も、対象者の必要な情報以外を入手しないこととする。 ・国税連携によりeLTAX(地方税ポータルシステム)から必要な情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税課税調査対象者の住所変更等により、他の都道府県に課税権がある情報が提供される場合があり、その場合は国税連携システムの団体間回送機能により該当する都道府県に提供される。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面を本人(又は本人の代理人)に提示する際、何のための書類か、山口県ではどのように利用するかを説明したうえで、書面を提出していただく。 ・書面の場合は、本人(又は本人の代理人)から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに返送していただく。 ・他の機関及び庁内連携により入手する際も、特定の権限者以外は情報照会できず、また、情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立したその他機関及び庁内連携システムにより入手する。 ・国税連携システムによる国税連携データの入手については、eLTAX(地方税ポータルシステム)からの受信のみであり、それ以外の方法での入手はできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号を入手した場合 ①個人番号カード ②通知カード及び運転免許証等写真の表示により本人を特定できる書類 ③以下のア及びイの書類の提示をうけること等 ア 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 イ 写真の表示等により本人を特定できる書類 以上の①から③までのいずれかの書類の提示等により、本人確認を行う。 ・代理人から個人番号を入手した場合 ア 委任状等の代理権を明らかにする書類 イ 写真の表示等により代理人を特定できる書類 ウ 個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し) 以上のアからウまでの書類の提示を受けること等により、代理人による本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行う。以前に取得した個人番号が変更されていないか、申告書及び届出書提出の際にチェックを行い、変更があれば修正を行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、本人確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	庁内連携又は市町と連携して所得情報、住所情報の正確性を確認する。必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、本人確認を行う。また、本人にも確認していただく。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムによる特定個人情報の入手については暗号化を実施して、専用回線を使用する。 ・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに返送していただく。 ・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線、LGWAN回線を使用している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	統合宛名管理システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムには、税務に関係のない情報を保有しない。 ・税務システムは、庁内において、①統合宛名管理システム、②中間サーバーと接続するが、特定個人情報の連携については、情報提供ネットワークシステムへの地方税関係情報又は障害者関係情報又は生活保護関係情報を照会する場合の処理に限られるよう制限する。また、税務システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報(個人番号及び宛名情報等)以外の情報連携は行わないよう制限する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムの利用については、端末PCをICカードとユーザーID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定しており、端末の情報を持ち出せないようにしている。 ・端末PCのパスワードについては、8桁以上、英数字と記号を組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。また、この端末PCのパスワードは、定期的に(3か月に1回)変更している。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムの端末のコンピュータ名などからファイアウォールによるアクセス制御を行っており、税務システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ユーザーID及びシステム/パスワードによるユーザ認証を行っている。 ・ユーザーIDのログ情報を保管して、管理している。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ①ID/システムパスワードの発行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムパスワードは、定期的に、毎回、ユーザーIDに対して発行している。 ・ユーザーIDやアクセス権をセキュリティ管理者が定期的に確認し、異動退職による業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除している。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等システムデータの更新記録は7年間保管する。 ・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、ログ記録は7年間保管する。また記録は月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセスがないことを確認する。
その他の措置の内容	端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセーバー・ログオフが設定されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	業務外利用の禁止等や、業務情報の漏えい等について、定期的にセキュリティ対策に関する文書により通知している。また、研修時にも指導している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・端末PCについて、ICカード認証によりセキュリティ対策を行っており、端末データの複製を持ち出せないようにしている。 ・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
①税務システムは、庁内ネットワーク全体を監視する侵入検知システムにより、不正侵入を検知している。 ②ファイアウォールで、税務システムに対する不正侵入を検知した際は、税務システムのファイアウォールの接続ポイントを切り離すこととしている。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	外部委託業者を選定する際、先方の個人情報適正管理体制等を確認する。 ・個人情報の管理的保護措置(個人情報取扱規定、体制等の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制限、アクセス監視や記録等)
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止等。 情報セキュリティ実施手順において、外部委託業者の要員用IDをアクセス管理者が制限及び管理している。 ・ID、パスワード、ICカード及びパソコンが保持するコンピュータ名を用いてユーザ認証を行っている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<税務システムの運用における具体的な方法> 委託先における特定個人情報等システムの利用履歴について、利用者ID、操作日時、画面名称、操作内容、データベースへのアクセス記録等のログ記録を7年間保管する。 <国税連携システムの運用における具体的な方法> 国税連携システムにおいては、クライアント端末より操作した内容が履歴情報として、受信サーバ上に保存される。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先は山口県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は山口県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先に特定個人情報等を提供する際、所定の授受簿を取り交わすことにより、授受書に数量記入と押印をしていただき、当県上長がそれを確認して押印する。委託先から受領する場合も同様。記録(授受書)は7年間保管する。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、又は委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託元が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止 ・事故発生時における報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先及び業務従事者から個人情報保護に係る誓約書を提出させており、再委託承認書に秘密の保持及び個人情報の保護に万全を期することと、再委託先からの更なる再委託に関しては禁止する旨を明記している。	
その他の措置の内容	業務従事者ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワード、ICカード及びパソコンが保持するコンピュータ名を用いたユーザ認証や、操作ログの記録を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	国税連携システムにより2年間の間、団体間回送の記録（他の都道府県への提供）を受信サーバに保管する。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、LGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システムの団体間回送（他の都道府県への提供）については、番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の提供を、国税連携システムの団体間回送機能を使用して、定められたマニュアルのとおり特定個人情報の提供を行う。また、特定個人情報保護の理解度を高めるため、規定内容の周知を行う。	
その他の措置の内容	端末PCについて、トークンのICカードと、ユーザーID及びパスワードによるセキュリティ対策を行っており、端末データの複製を持ち出せないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、LGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、LGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	< 税務システムの運用における措置 > ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 < 中間サーバーの運用における措置 > ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能によるアクセス権限の付与及びその記録の管理等、中間サーバーの運用方針については、国の規定に沿って行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>< 税務システムの運用における措置 > ・入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>< 中間サーバーの運用における措置 > ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報 that 漏えい・紛失することを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p>< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p>< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p>< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><山口県における措置></p> <p>①税務システム及び国税連携システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。また、サーバ設置場所は、監視カメラを設置している。</p> <p>②サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</p> <p>③サーバ機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><山口県における措置></p> <p>①税務システムはログインパスワードを設定する他、パソコン利用時にはICカードによる認証を必要としている。また、利用するパソコンは、ICカード認証のグループポリシーにより外部デバイス制御を行い、外部入出力装置への出力を無効化している。</p> <p>②税務システムのウイルス対策ソフト等のパターンファイルは、定期的に自動更新を行っており、随時更新状況を確認のうえ、更新されない場合は、手動更新を行うとともに、自動更新されない原因を特定し、自動更新されるよう修正している。</p> <p><国税連携システムにおける措置></p> <p>・ウイルス対策ソフトウェアの定期的パターン更新を行っている。</p> <p>・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>

⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	平成25年6月12日(水曜日)、山口県東京事務所が発行しているメールマガジン「やまぐち便り」を送信した際に、誤って161件のメールアドレス及び139人の氏名を付記した状態で送信した。	
再発防止策の内容	このような事が二度と生じることのないよう、今後電子メールの配信に細心の注意を払うよう所属職員に対し周知徹底するとともに、今後の配信にあたっては複数職員による送信前のチェックを徹底する。また、情報管理担当課による研修においても当該案件を取り上げ注意喚起を行うとともに、セキュリティ監査におけるヒアリング項目にメール送信に関する事項を新たに追加し送信方法について、確認、指導することとした。	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	納税者情報は、随時、必要に応じて本人確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。データが紙かを問わず、保管を行い、保管期間の過ぎたバックアップも消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>①サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。</p> <p>②廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</p> <p>③コンピュータ、外部記憶媒体(バックアップ媒体も含む)及び記憶装置を有するプリンター等の周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記憶装置又は記憶媒体を廃棄する場合は、消磁、破砕、溶解、その他の当該記憶装置又は記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 ・業者委託する場合は、職員立ち会いのうえ、記憶装置(媒体)の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。 <p>④ICカードを切り替えた時に旧カードが不要となった場合は、認証システムからカード情報を削除するとともにICカードを物理的に破壊し、廃棄記録簿に「廃棄年月日」「廃棄方法」「廃棄理由」「廃棄担当者」「廃棄立会者」を記載する。</p>		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><税務システムの運用における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p><国税連携システムの運用における措置> ・国税連携システムの運用に係るセキュリティについて、国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会で定められた様式により、毎年、自己点検を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><税務システム及び国税連携システムの運用における措置> ①以下の観点で自己監査(内部監査)を年に一度実施。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・委託先、再委託先の個人情報保護管理体制の運用状況 ②以下の観点で情報セキュリティ監査を定期的実施する。 ・評価書記載事項を基に作成したシステム実施手順と運用実態のチェック ・情報資産に関する規定、体制整備 ・情報資産に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・情報資産に関する技術的安全管理措置 ・委託先、再委託先の個人情報保護管理体制の運用状況 ③①及び②の監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><税務システムの運用における措置> ①新任職員に対してアクセス権限を付与した場合は、新任職員研修等の中で税務システムの利用及び個人情報保護等に関する研修を行っている。また、継続してアクセス権限を付与して、業務に従事している職員についても、各種研修会の中で、税務システムの利用及び個人情報保護等に関する研修を行う。 ②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を実施している。 ③違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p><国税連携システムの運用における措置> 担当者を、国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	山口県総務部学事文書課情報公開・文書班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-2576
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本県ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載予定。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 【公文書の写しの交付を希望される場合のみ】 ○公文書1枚(面)につき10円 (日本工業規格B列5からA列3までの規格) (手数料額、納付方法: ○郵送による交付を希望される場合は、上記費用と併せて郵送料) 【納付方法】 窓口での現金納付又は納入通知書による納付等
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人事業税課税マスター、不動産取得税課税マスター、軽油引取税免税証管理システム、自動車税課税マスター、自動車税定時賦課課税一覧表、自動車取得税課税マスター、県税口座振替者一覧表、県税口座振替依頼書、県税滞納整理票、不能欠損決議関係書類、県税収納マスター
公表場所	山口県庁1階情報公開センター及び各地方県民相談室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	山口県総務部税務課システム管理班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-2293
②対応方法	・問合せ受付時に、問合せに対する対応について、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ記録簿に「問合せ日時」「問合せ者」「対応者」「問合せ内容」「問合せへの対応」等を記載のうえ、7年間記録を残す。 ・情報漏洩等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	山口県情報公開センター、各地方県民相談室及び各県税事務所における閲覧、山口県HPへの掲載、報道機関への発表にてパブリック・コメント(意見募集)の掲載を行い、郵送、FAX、電子メール等の手段による意見を受け付けた。
②実施日・期間	平成26年8月20日(水)から平成26年9月19日(金)までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の保管・消去の保管場所の記述についての記述誤り。 ・特定個人情報の入手に係る妥当性及び本人への明示について、明確な記述が必要。 ・統合宛名管理システムの他のシステムとの接続先の確認。 ・評価書の作成方法の確認。 ・しきい値判断の時期及び基礎項目評価書作成時期の確認。 ・不適切な方法で入手が行われるリスクに係る対策の記載内容の確認。 ・国税連携システムに関する記載内容についての確認。 ・特定個人情報の提供・移転の有無についての確認。
⑤評価書への反映	寄せられた意見への回答として、全ての意見について山口県としての考え方を一覧形式でとりまとめ、山口県ホームページにて公表した。 当該一覧において、「意見内容を評価書に追記・反映する」旨の回答をしたものについては、意見内容を踏まえて本評価書に追記・反映を行った。
3. 第三者点検	
①実施日	平成26年11月7日(金)
②方法	山口県情報公開審査会の会長及び委員に情報システムの知見を有している外部有識者をオブザーバーとして加えて第三者点検を実施。
③結果	平成26年11月7日評価書の記載内容は概ね問題ないとして了承された。以下主な意見。 ○評価書の修正を行った意見 ・特定個人情報の入手・使用に係る本人への明示は、具体的にわかりやすい表現にした方が良い。 ・特定個人情報の保管場所における措置は、具体的に記載した方が良い。 ・特定個人情報の保管期間の妥当性は、根拠となる合理的な理由を明確に記載した方が良い。 ・特定個人情報の入手に係るリスク対策(本人確認の措置等)は、代理人から入手する場合は記載した方が良い。 ・特定個人情報の使用の記録や提供ルール等は、ログ記録や提供記録等の保管期間も特定個人情報の保管期間と同じ期間保管した方が良い。 ・情報提供ネットワークシステムとの接続に関するリスク対策は、具体的に記載した方が良い。 ・個人情報の重大事件に対する再発防止策の内容は、具体的に記載した方が良い。 ・特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク対策は、具体的に記載した方が良い。 ・監査の具体的な内容は、委託先、再委託先の個人情報保護管理体制の運用状況の監査も行う方が良い。 ・従業者に対する教育・啓発の具体的な方法は、アクセス権限を付与する前に研修を行う方が良い。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

